|  |
| --- |
| 説　明　書 ･ 確　認　書令和　　年　　月　　日依頼者　　　　　　　　　　　様税理士先般依頼を受けた所得税の申告については､次のとおり報告いたします｡交換譲渡契約に基づいて課税繰延べ制度の適用を受けていますが､この制度の適用要件として1.交換に供した不動産と(以下､交換資産といいます)､交換により取得した不動産(以下､取得資産といいます)の価額が等価であること｡2.取得資産を従前の不動産と同じ用途に供すること｡3.交換資産と取得資産の価額差がある場合には､その差額が価額の大きい資産価額の20％以内であること｡の三つがあります｡今回お引き受けした事案ではそれぞれの不動産の価額は､ほぼ等しいものと鑑定士の意見が付されておりますが､路線価あるいは公示価額ではかなりの隔たりがみられるところです｡評価の方法によっては交換資産と取得資産の価額差がいずれかの価額の大きい方の20％を超える場合もあるかと存じます｡課税庁が審査の上､当方の申告内容と異なる見解を示し､課税処分を行う可能性は全くないとはいえません｡申告した内容は交換に関する種々の条件を検討し､貴殿とともに協議した結果を採用したものであります｡課税庁から異なる扱いとする見解が出された場合は､こちらの見解を改めて主張し真摯に対処する所存であります｡以上の点をご理解されますようお願いし報告いたします｡税理士　　　　　　　　　様　上記の説明を受け、申告の内容について理解し承諾します。　今後の課税庁との交渉、その内容についての報告および助言をうけることを貴殿に委託し、その判断及び結果については私の責任とすることにつき承知いたします。　　令和　　年　　月　　日　　　　　　委任者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

⑨説明書・確認書（譲渡所得用モデル）